

送付先変更等依頼書

※太枠の中をご記入ください。

1. どなたの書類ですか (国民健康保険の場合は世帯主、後期高齢者医療の場合は被保険者です)			
住所地	〒 _____ 電話番号 () _____		
氏名	① _____	生年月日	大正・昭和・平成・西暦 _____年 ____月 ____日

2. 書類の種類は何ですか？		
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 資格確認書関連 <input type="checkbox"/> 納税通知書関係 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 資格確認書関連 <input type="checkbox"/> 納付書・還付関係 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 市県民税関係 <input type="checkbox"/> 固定資産税関係 <input type="checkbox"/> 軽自動車税関係
※国保No. ()	※後期No. ()	※介護保険関係は、 高齢介護課へ届出が必要です。

3. ご要望の送付先等を記入してください。			
住所	<input type="checkbox"/> 住所地以外に送付する。 <input type="checkbox"/> 宛先を住所地に送付する。(解除) ↳ 〒 _____ 電話番号 () _____		
氏名	<input type="checkbox"/> ①と別のかた <input type="checkbox"/> ①と同じかた ↳ _____	①のかた との続柄	_____
依頼の理由	_____		
郵送方法	<input type="checkbox"/> 簡易書留郵便での郵送を希望する。		

裏面注意事項に同意の上、上記のとおり依頼します。

令和 ____年 ____月 ____日

依頼人 (※窓口申請の場合は窓口にいらしたかた)

① (本人) と同じ

代理人 住所 〒 _____

氏名 _____ 電話番号 () _____

①のかたとの続柄 _____

十和田市長 殿

決裁	課長	課長補佐	係長	担当	本人確認書類				回覧		
					1点	<input type="checkbox"/> 個力	<input type="checkbox"/> 免許	<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> 身手	<input type="checkbox"/> 住B	<input type="checkbox"/> 税務課
					2点	<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> 介護	<input type="checkbox"/> 受給証	<input type="checkbox"/> 年金手帳		<input type="checkbox"/> 収納課
					※	<input type="checkbox"/> その他 () _____					

【裏面の注意事項を確認してください】

注 意 事 項

No.	項 目
1.	<input type="checkbox"/> <u>書類の送付先は原則住所地となっております。事故防止のためにも、可能なかぎり郵便局での「転送サービス」をご活用ください。</u>
2.	<input type="checkbox"/> 「なりすまし」による不正手続防止のため、本人確認書類をご提示ください。異なる世帯のかたが依頼する場合は委任状の提出が必要となります。ただし、後期高齢者医療の送付先変更において委任状の作成が困難な場合については、マイナンバーカードもしくは後期高齢者医療被保険者証を提示することにより、委任状を省略できます。
3.	<input type="checkbox"/> 郵送での提出も可能です。 [提出書類] 依頼書、申請者の身分証明書の写し、委任状（依頼者が表面依頼書の①のかたと異なる世帯のかたの場合） [提出先] 034-8615 十和田市西十二番町6番1号 十和田市民生部国保年金課
4.	<input type="checkbox"/> 個人情報上の管理等において、問題があると判断した場合には、送付先を変更できない場合があります。
5.	<input type="checkbox"/> <u>有効期間は変更の依頼があるまでです。ご指定いただいた送付先に書類をお送りします。</u> ただし、 <u>国民健康保険の資格確認書等にかかる送付先の変更の場合は、依頼書提出から1年間が有効期間です。</u> 継続更新の場合は、再度、依頼書の提出をお願いします。提出がない場合は住所地に書類を送付します。
6.	<input type="checkbox"/> 依頼書提出後、送付先が変更になる場合、送付先の変更を解除する場合は、速やかに依頼書を提出してください。
7.	<input type="checkbox"/> 送付先を変更したにも関わらず、書類が返戻された場合は、送付先の登録を削除し、住所地に送付いたします。
8.	<input type="checkbox"/> 国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ、納税通知書等に関しては、世帯単位での送付となります。（個人毎の送付はいたしません）
9.	<input type="checkbox"/> 送付先指定に伴う不利益については、全て、被保険者及び依頼者の責任とします。